

平成19年度ダイオキシン類に係る行政検査結果について

愛知県は、ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）に基づき、大気基準適用施設及び水質基準適用事業場における排出基準の遵守状況を確認するとともに排出削減指導を行うため、排出ガス、排水及びばいじん等について、ダイオキシン類の検査を実施しました。

また、廃棄物焼却炉及び廃棄物最終処分場における、ばいじん等、放流水及び周縁地下水についても、ダイオキシン類の検査を実施しました。

1 行政検査結果

(1) 大気基準適用施設（表1）

検査を行った8施設における排出ガス中のダイオキシン類測定結果は、すべて排出基準に適合していました。

(2) 水質基準適用事業場（表2）

検査を行った10事業場における排水中のダイオキシン類測定結果は、すべて排出基準に適合していました。

(3) 廃棄物焼却炉のばいじん及び燃え殻（表3(1)）

検査を行った2施設におけるばいじん及び燃え殻のダイオキシン類測定結果は、1施設のばいじんが処理基準に不適合でした。

(4) 廃棄物最終処分場（表3(2)）

検査を行った2施設における放流水のダイオキシン類測定結果は、すべて維持管理基準に適合していました。また周縁地下水については、埋立地からの影響の有無について判断するため、ダイオキシン類に係る地下水の環境基準の値である1pg-TEQ/ℓを参考としており、すべて地下水環境基準値を下回りました。

2 処理基準不適合事例への対応

行政検査の結果、ばいじんの処理基準に不適合であった施設に直ちに立入検査を実施したところ、基準値を上回ったばいじんは、すでに事業者が自社の最終処分場で埋立処分していたため、掘り出して適正に処分させるとともに焼却炉の改善等を行わせました。

3 今後の対応

今後とも法に基づき継続して工場・事業場への立入検査を実施し、環境中へのダイオキシン類の排出削減及び排出状況等についての調査を実施していきます。

表1 排出ガス中のダイオキシン類測定結果

(単位：ng-TEQ/m³N)

番号	工場・事業場名	所在地	施設の種類	採取年月日	測定結果	排出基準
1	一宮市特定公共下水道汚水処理場	一宮市萩原町花井方古川新田南切 15	廃棄物焼却炉	H19.7.5	0.0000081	5
2	名成産業(株)春日井事業所	春日井市松河戸町一ツ橋 4046-1	廃棄物焼却炉	H20.3.26	0.0016	5
3	三和油化工業(株)	刈谷市一里山町東石根 36-3	廃棄物焼却炉	H19.6.28	0.075	5
4	株式会社 T-ST 本社工場	田原市緑が浜 二号 1-25	アルミニウム合金製造用施設	H19.6.7	0.088	1
6	愛三工業(株)本社工場	大府市共和町 1-1-1	アルミニウム合金製造用施設	H19.10.11	0.027	5
5	(有)愛西クリーンセンター	愛西市日置町四反割 21-1	廃棄物焼却炉	H19.10.4	0.46	10
7	西尾幡豆クリーンセンター	幡豆郡吉良町大字岡山字大岩山 65	廃棄物焼却炉	H19.12.6	0.0011	5
8	知多南部衛生センター	知多郡美浜町豊丘元林 20-33	廃棄物焼却炉	H19.6.21	0.031	10

- (注) 1 法の施行の際、大気汚染防止法において新設施設の指定物質抑制基準が適用されている施設については、新設の排出基準が適用される。
- 2 新設施設とは、平成12年1月15日以降に新たに設置(着工)された施設をいう。
- 3 ng(ナノグラム)：10億分の1g
- 4 TEQ：ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

表2 排出水中のダイオキシン類測定結果

(単位：pg-TEQ/ℓ)

番号	工場・事業場名	所在地	施設の種類	採取年月日	測定結果	排出基準
1	一宮市西部浄化センター	一宮市萩原町花井方字古川新田10	15-イ 15-ロ 15-灰	H19.10.4	0.019	10
2	一宮市特定公共下水道汚水処理場	一宮市萩原町花井方字古川新田南切15	15-イ 15-灰 18	H19.10.4	0.53	
3	王子製紙(株)春日井工場	春日井市王子町1	1	H19.12.3	0.10	
4	三和油化工業(株)	刈谷市一里山町東石根36-3	15-イ	H19.12.3	3.7	
5	安城市環境クリーンセンター	安城市根崎町長配地内	15-灰	H19.10.12	0.0020	
6	西尾幡豆浄化センター	西尾市長縄町井ノ元60	15-イ	H19.12.3	0.0058	
7	三洋化成工業(株)名古屋工場	東海市新宝町31の1	15-イ	H19.11.20	0.13	
8	知多市南部浄化センター	知多市南浜町25番地	15-イ 18	H19.11.20	0.074	
9	西知多厚生組合	知多市三反田3-1-2	15-イ	H19.11.20	0.020	
10	田原市赤羽環境センター	田原市赤羽根町西山1-68	15-灰	H19.12.3	0.37	

- (注) 1 pg(ピコグラム)：1兆分の1g
 2 TEQ：ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。
 3 施設の種類の詳細は6ページ参照。

表3 廃棄物処理施設に係るダイオキシン類測定結果

(1) 廃棄物焼却炉から排出されるばいじん及び燃え殻

(単位:ng-TEQ/g)

事業場名	所在地	一般廃棄物・産業廃棄物の別	検体の種類	採取年月日	測定結果	ばいじん、燃え殻の処理基準(注1)	備考
豊川宝飯衛生組合清掃工場	豊川市平尾町親坂 50	一般廃棄物	燃え殻	H20.1.15	0.0000076	3	既設
			ばいじん	H20.1.15	0.31		既設
山秋鋼業(株)	豊明市沓掛町山田 93	産業廃棄物	燃え殻	H20.1.29	0.49		既設
			ばいじん	H20.1.29	<u>8.5</u>		既設

(注) 1 ばいじん、燃え殻の処理基準とは、これらの埋立処分等(再生することを含む。)を行う場合に適用される基準である。

2 ng(ナノグラム):10億分の1g。

3 TEQ:ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

(2) 廃棄物最終処分場の放流水及び周縁地下水

(単位:pg-TEQ/L)

事業場名	所在地	一般廃棄物・産業廃棄物の別	検体の種類	採取年月日	測定結果	廃棄物最終処分場の維持管理基準
犬山市八曾最終処分場	犬山市字八曾1-1	一般廃棄物	放流水	H20.1.8	0.0080	10
			周縁地下水	H20.1.8	0.067	(注1)
山秋鋼業(株)最終処分場	豊明市沓掛町山田 97-1 外2筆	産業廃棄物	放流水	H20.1.29	0.0053	10
			周縁地下水	H20.1.29	0.75	(注1)

(注) 1 周縁地下水の測定結果については、汚染の有無について判断するため、ダイオキシン類に係る地下水の環境基準の値である1pg-TEQ/Lを参考としている。

2 pg(ピコグラム):1兆分の1g。

3 TEQ:ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

<参考1>

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準（排出ガス）

（単位：ng-TEQ/m³N）

番号	施設名	新設施設の 排出基準	既設施設の 排出基準
1	焼結鉍製造用焼結炉	0.1	1
2	製鋼用電気炉	0.5	5
3	亜鉛回収施設	1	10
4	アルミニウム合金製造施設	1	5
5	廃棄物 焼却炉	焼却能力 4t/h 以上	1
		同 2t/h 以上 4t/h 未満	5
		同 200kg/h 以上 2t/h 未満	10
		同 200kg/h 未満	

（注）1 法の施行の際、大気汚染防止法において新設施設の指定物質抑制基準が適用されている施設については、新設の排出基準が適用される。

2 既設施設とは、平成12年1月14日以前に既に設置され又は工事に着手していた施設をいう。

3 ng（ナノグラム）：10億分の1g

4 TEQとは、ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

<参考2>

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準（排水）

（単位：pg-TEQ/l）

番号	施設名	排出基準
1	硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプ製造用の塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2	カーバイド法アセチレン製造施設のうち、廃ガス洗浄施設	
3	硫酸カリウム製造施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維製造施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス処理施設	
6	塩化ビニルモノマー製造用の二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタム製造施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサジンバイオレット製造施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	
12	アルミニウム溶解炉等の廃ガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
13	亜鉛回収施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
14	担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
15	廃棄物焼却炉（大気基準適用施設と同じ）の廃ガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの・灰の貯留施設であって汚水等を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
16	廃PCB等の分解施設、洗浄施設、分離施設	
17	フロン類の破壊の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
18	水質基準対象施設からの汚水等を処理する下水道終末処理施設	
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場廃水の共同処理施設	

(注) 1 pg（ピコグラム）：1兆分の1g

2 TEQとは、ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

<参考3>

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく処理基準（ばいじん、燃え殻）及び廃棄物の最終処分場の維持管理基準

1 ばいじん、燃え殻について

- (1) ばいじん：焼却炉の集じん装置により集められたダスト。
- (2) 燃え殻：焼却炉の炉底等から排出される焼却灰、焼却物中の不燃物などの残さ物。

2 ダイオキシン類対策特別措置法等に基づく、ばいじん及び燃え殻に含まれるダイオキシン類の基準について

ばいじん、燃え殻の埋立処分等（再生することを含む。）を行う場合のダイオキシン類の処理基準は以下のとおりです。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく処理基準値（ばいじん、燃え殻）
（単位：ng-TEQ/g）

廃棄物の種類	処理基準（注1）
ばいじん、燃え殻	3（注2）

注1：処理基準とは、埋立処分等を行う際に適用される基準をいう。（含有量）ばいじん、燃え殻の埋立処分等を行う場合には、この基準値以下となるように処理しなければならない。

2：既施設（平成12年1月14日以前に既に設置され又は工事に着手されていた施設）からのばいじん、燃え殻については、次のいずれかの方法で処分した場合、基準値は適用されない。

- (1) 重金属が溶出しないようセメント固化する方法
- (2) 重金属が溶出しないよう薬剤処理する方法
- (3) 酸抽出し、当該抽出液を重金属が溶出しないよう処理するなどの方法

3 最終処分場の維持管理基準

ダイオキシン類に関する、最終処分場の維持管理基準は以下のとおり。

- (1) 最終処分場の周縁の地下水（海面埋立処分を行う場合は、周縁の海水）の水質検査を1年に1回以上実施し、その結果当該最終処分場による汚染が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。（なお、汚染の有無について判断するため、ダイオキシン類に係る地下水の環境基準の値である1pg-TEQ/lを参考としている。）
- (2) 浸出水処理設備の維持管理は、放流水の水質が10pg-TEQ/lに適合するよう維持管理するとともに、放流水についてダイオキシン類に係る水質検査を1年に1回以上実施すること。